

規則等の案の概要

1 規則等の案の題名

静岡市市民参画の推進に関する条例施行規則の一部改正について（案）

2 規則等を定める根拠となる法令の条項

- ・ 静岡市自治基本条例（平成 17 年静岡市条例第 1 号）第 26 条
- ・ 静岡市市民参画の推進に関する条例（平成 19 年静岡市条例第 12 号）第 16 条及び第 17 条

3 改正の趣旨

このたびの静岡市市民参画の推進に関する条例施行規則の改正は、静岡市自治基本条例に基づく住民投票の実施請求について、請求代表者の負担を軽減するため、署名収集期間や署名簿の提出期限等を延長するための改正を行うとともに、引用条文などの所要の改正を行うものです。

4 規則等の案の内容（改正の内容）

- (1) 住民投票の実施請求に必要な署名の収集期間について、1 箇月以内から 2 箇月以内に改めます。
また、区域内において、選挙等により署名収集に中断が生じた場合の署名収集期間について、31 日以内から 62 日以内に改めます。（第 13 条第 7 項関係）
- (2) 引用している地方自治法第 74 条第 6 項が、法改正により第 74 条第 7 項となったため改めます。
（第 13 条第 7 項関係）
- (3) 署名収集期間終了後の署名簿の提出期限について、5 日以内から 10 日以内に改め、署名簿の返付から実施請求の期限について、5 日以内から 10 日以内に改めます。（第 13 条第 8 項、第 9 項関係）
- (4) 住民投票実施請求書について、職業記載欄を削除し、実施請求の根拠条文を改めます。（様式第 2 号関係）
- (5) 署名簿の様式について、縦書きを横書きにし、引用している地方自治法第 74 条第 7 項及び第 8 項を第 74 条第 8 項及び第 9 項に改め、備考 3 及び 4 について、選挙管理委員会が行うことから文末の表現を改めます。（様式第 5 号関係）
- (6) 住民投票実施請求署名収集証明書について、引用する静岡市市民参画条例の条項を改めます。（様式第 8 号関係）

5 規則等を施行する時期（予定）

令和 3 年 4 月 1 日